

高山市告示第26号

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成13年高山市条例第17号）第11条の規定により大規模開発事業の構想の届出があったので、同条例第12条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該構想の届出書を縦覧に供する。

なお、当該構想について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市長に意見書を提出することができる。

令和8年4月17日

高山市長 田 中 明

記

- 1 大規模特定事業者の住所及び氏名  
名古屋市熱田区横田二丁目3番24号  
中部電力パワーグリッド株式会社  
基幹系統建設センター所長 足立久二
- 2 開発区域の土地の地名地番  
高山市清見町上小鳥字松ノ木峠957番4の一部 外1筆
- 3 開発構想の内容  
飛驒変換所建物等新築工事
- 4 開発区域の土地の面積  
28,200.00㎡
- 5 建築物の延べ床面積  
2,958.97㎡
- 6 届出書の縦覧の場所、期間及び時間  
高山市役所都市政策部建築住宅課、清見支所基盤産業課  
令和8年4月17日から令和8年5月15日まで  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 開発構想に対する意見書の提出期限  
令和8年5月22日